

意見1 調整区域内の防犯灯設置に関する規制の緩和などについて			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防犯関連	<p>(1) 中三田第一自治会</p> <p>■令和元年春に屋際交差点付近の屋際バス停留所を利用している近隣住民から、現在設置されている防犯灯は距離が離れて暗いため、防犯灯の増設の要望があり、申請をしたが、後日、セーフコミュニティくらし安全課から設置できない旨の回答があった。</p> <p>理由については、申請地付近には、居住する家が存在しないので設置できない、設置申請の公道は必ず通らなければならない道路ではないので、通る必要性はない、遠回りすれば良いと説明を受けた。</p> <p>現在、設置されている既存の防犯灯は、どのような基準で、設置されたのか。</p> <p>また、調整区域内で建築を認められるのは「土地所有者の子（分家住宅）など」として、建築する場合などに限定されているので、付近に居住する家がなければ、防犯灯の設置はできないのか。</p> <p>市の掲げる「安心・安全なまち・地域づくり」のためにも、生活道路として安心して活用できるように防犯灯の設置基準の見直しや特例措置を設け、申請箇所に防犯灯を設置してもらいたい。</p> <p>※防犯灯を設置申請して、設置に至るまでの間、何故1年かかるのか。その理由を教えてください。</p>	<p>■防犯灯の設置については、「厚木市防犯灯設置等に関する要綱」で設置の基準を定めており、「原則として、公道に面した場所」の「東電柱又はNTT柱へ供架するもの」とし、東電柱等がない場合は、「ポールを建柱して新設するもの」としています。</p> <p>設置に当たっては、自治会からの御要望を基に、市街化区域・市街化調整区域の区分や住家の有無にかかわらず、設置場所の道路における夜間の歩行者の利用状況等を確認した上で、要綱に定める基準に則り設置しています。</p> <p>また、御要望の場所の状況によっては、自治会長と調整をさせていただきながら、設置場所を変更するなどの対応を図っており、今後も自治会と調整を図りながら、できる限り御要望に応じていきたいと考えています。</p> <p>なお、毎年度、各自治会から多くの御要望をいただいております。予算の範囲内で、順次、設置していますので、御要望をいただいた時期等によっては、年度内に対応できない場合もありますので、御理解のほどお願いします。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【協働安全部】 セーフコミュニティくらし安全課

意見2 コロナ禍の自治会の役割について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
自治会活動関連	<p>(1) 中三田第二自治会</p> <p>■新型コロナウイルスの影響を受け、市や公民館・自治会の行事が中止となっている。</p> <p>そもそも、自治会に入る理由は困ったことがあった時に、市や公民館よりも身近な存在の自治会の皆が協力してくれると信じているからだと思う。</p> <p>今、自治会の予算では何もできない状況で、マスク1枚配る余裕がない。マスクが重要なのではなく、それを配る気持ちが皆の安心につながると思うので、特別な予算をお願いしたい。</p>	<p>■自治会の健全な運営や活動推進のため、厚木市自治会連絡協議会、地区自治会連絡協議会、単位自治会に対し、自治会活動補助金等を交付していますので、それぞれの補助金を有効活用していただきますようお願いします。</p> <p>困難な時期ですが、これまで市民協働により培ってきた行政と自治会の信頼関係や市民力でこの局面を乗り越えていきたいと考えています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【協働安全部】 市民協働推進課
	<p>■緊急事態宣言が発令され不安な日々が続いた際には、新聞・テレビや市ホームページなどから新型コロナウイルス関連の情報収集をした。市ホームページはシンプルで分かりやすいが、文字が多く視覚的なイメージがなかなか伝わってこない。</p> <p>他市のホームページの中には、トップページから写真が多く見やすいところもある。写真や動画をもっと取り入れたホームページになれば、さらに良くなるのではないかと。</p>	<p>■現在のホームページは、平成22年のリニューアルから約10年が経過し、デザインや機能において見劣りする部分があることは認識しています。</p> <p>こうしたことから、利用者の皆様のニーズや最新の情報通信技術に対応し、生活に密着した情報をより見やすく、探しやすいホームページとするため、令和3年4月にホームページを全面リニューアルする予定となっています。</p> <p>リニューアルに際しては、いただいた御意見等を踏まえながら、より分かりやすいホームページとなるよう取り組んでいきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【政策部】 情報政策課

意見3 通院支援等について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
福祉・医療・健康	<p>(1) 中三田第二自治会</p> <p>■高齢化が進む中、運転免許をやむを得ず手放される方が増える一方、市の高齢者の移送サービスがなかなか進んでいない状況だと思う。</p> <p>コミュニティバスの運行や社会福祉法人の福祉車両（デイサービス等）の空いている時間帯に車両を活用（自治会単位）することで、買物支援、通院支援を検討してもらいたい。</p>	<p>■コミュニティ交通の導入に当たっては、その地域における高齢化率などの居住状況、スーパーや医療機関などの施設の立地状況、地域移動ニーズなどを十分に把握した上で、その地域の特性に合ったものとして、継続性のある運行システムとしていく必要があると認識しています。平成30年度には、鳶尾地区、まつかけ台・みはる野地区をモデル地区として実証実験を行い、令和元年度については、有償による実証運行を実施しました。</p> <p>高齢者の移動支援については、今後の高齢社会に対応した持続可能なまちづくりを進めるため、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造と、地域包括ケア社会の実現に向け、本市の路線バスネットワークを考慮しつつ、現在、策定を進めている（仮称）総合都市交通マスタープランの中で検討し、福祉部局とも連携し取り組んでいきます。</p> <p>なお、高齢者の外出機会の拡大支援、健康増進や生きがいづくりの推進を図るため、70歳以上の方を対象に高齢者バス割引乗車券購入費の助成、85歳以上の方を対象に高齢者タクシーの助成を行っています。</p> <p>また、直接的なものではありませんが、市外にお住まいの子世帯の方が、親世帯との近居・同居のために、市内に住宅を取得等する場合の費用の一部を補助する制度もありますので、今後も、互いに支え合えるまちづくりの実現に向けて、制度の周知も努めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■高齢者の移動支援については、令和2年度末に策定予定の「交通マスタープラン」や「コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」にコミュニティ交通導入計画を位置づけ、令和3年度から施策展開していきます。</p>	<p>【福祉部】 福祉総務課、 介護福祉課</p> <p>【まちづくり計画部】 都市計画課、 住宅課</p>
	<p>■現在、市単位の社会福祉協議会を、さらに小さい単位で地区社協を作ってほしい。</p> <p>包括支援センターと連携し、孤独死を減らしてほしい。</p>	<p>■市社会福祉協議会事務所は市内1か所ですが、各地区支援のため、以前は地区社協として活動していたものが現在では地域福祉推進委員会として各公民館の担当地域ごとに活動しています。</p> <p>そこには地区担当の地域福祉コーディネーターを配置し、支援が必要であるにもかかわらず届いていない方に対し、積極的に働きかけて必要な支援ができるよう取り組んでいます。</p> <p>孤独死の防止に向けては、市と地域包括支援センターが連携して、ひとり暮らし老人登録制度を周知し、対象者には登録をさせていただいており、また、民間事業者等と見守り協定を締結し、民間による見守りも行っています。</p> <p>今後についても、地域包括支援センターと連携し、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など、支援が必要な高齢者の実態把握に努めるとともに、サービス等を活用しながら孤立させない環境を作る支援を引き続き努めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【福祉部】 福祉総務課、 介護福祉課</p>

意見4 公共施設における洋式トイレの拡充について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 中三田第二自治会</p> <p>■高齢者や筋力の弱い人にとって、和式トイレの使用は辛い姿勢を強いられることになり、身体的負担が大きい。</p> <p>高齢者にとって、安心・安全に利用できるトイレ環境の改善・向上を進めてほしい。</p> <p>〈市内スポーツ施設におけるトイレの現状〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぼうさいの丘公園の屋外トイレは、ほとんどが和式トイレ ・中三田スポーツ広場の簡易トイレは全部が和式トイレ ・南毛利スポーツセンターの屋外トイレは、洋式トイレが2個のみ <p>洋式トイレはいつも順番待ちの状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・及川球技場も和式トイレが多く、洋式トイレが少ない 	<p>■公園や緑地内のトイレについては、市民の皆様が安心して快適に利用していただくため、高齢者の方などに配慮した洋式便器への改修を計画的に実施しています。</p> <p>ぼうさいの丘公園は、センター施設に3か所、屋外に6か所トイレがありますが、屋外の女子トイレについては、まだ和式便器の方が多い状況ですので、今後も安心して快適にトイレを利用していただくため、計画的に洋式便器への改修を実施していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【都市整備部】 公園緑地課</p>
		<p>■高齢社会の進展や生活スタイルの変化などによりスポーツ施設においても洋式トイレのニーズが高まっている一方で、衛生面等の理由から和式トイレを望む声もあるため、今後については、バランスを考慮し検討していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更点等はありません。</p>	<p>【社会教育部】 スポーツ推進課</p>

意見5 「みんなで守る美しい環境のまちづくり条例」の周知・徹底について

分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境 関 連	<p>(1) 中三田第二自治会</p> <p>■飼い主のいない猫をかわいそうだと思う方が毎日餌を与えるため、地域に野良猫が増えている。猫がふんをあちこちの庭にするので後始末に困っている方もいる。また、タバコやマスクのポイ捨てが多く、路上に散乱しているため、「みんなで守る美しい環境のまちづくり条例」が制定されてしばらく経つが、生活環境が良くなった実感がない。</p> <p>条例違反者に対する罰則が緩いので、違反者が後を絶たないのではないか。</p> <p>「みんなで守る美しい環境のまちづくり条例」の周知・徹底活動を具現化してほしい。罰則の強化も必要ではないか。</p>	<p>■「みんなで守る美しい環境のまちづくり条例」の違反者への罰則については、違反行為がいかにも好ましくない行為であるかを認識していただくため、制定したものであり、一定の抑止効果があると考えられます。</p> <p>なお、猫の適正飼養やポイ捨ての禁止については、看板の配布やホームページなどによる啓発を行っています。また、ポイ捨てについては、定期的に防止キャンペーンを実施するとともにデジタルサイネージ等を活用した周知をしており、引き続きマナー向上の啓発・モラルの徹底に努めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告時点で対応済みです。</p>	【環境農政部】 生活環境課